

和歌山県介護人材確保対策事業実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1～4（略）</p> <p>5 委託事業の実施条件            法人等は次の各号を厳守し、事業を実施するものとする。</p> <p>（1）研修の講師については研修事業実施要綱第10（4）の要件を満たす者を選定すること。</p> <p>（2）研修は、講義及び演習により行うものとし、必要に応じて実習を行うものとする。</p> <p>（3）研修で使用する講義室については、定員1名当たり1.65㎡以上の広さがあること。</p> <p>（4）演習及び実習の場所については、法人等が施設等と連携し確保するものとし、演習室は1ベッド当たり11.0㎡以上の広さがあること。</p> <p>（5）ベッド及び浴槽は、受講者8名につき1台配置すること。ポータブルトイレ、車椅子及びその他消耗品等については、必要数揃えること。</p> <p>（6）研修時間数は130時間以上とし、年度内に終了すること。</p> <p>（7）研修内容については研修事業実施要綱別紙第1に定めるとおりとする。</p> <p>（8）研修テキストについては研修事業実施要綱別紙第1の内容に合致したものを使用すること。</p>	<p>第1～4（略）</p> <p>5 委託事業の実施条件            法人等は次の各号を厳守し、事業を実施するものとする。</p> <p>（1）研修の講師については研修事業実施要綱第10（4）の要件を満たす者を選定すること。</p> <p>（2）研修は、講義及び演習により行うものとし、必要に応じて実習を行うものとする。</p> <p>（3）研修で使用する講義室については、定員1名当たり1.65㎡以上の広さがあること。</p> <p>（4）演習及び実習の場所については、法人等が施設等と連携し確保するものとし、演習室は1ベッド当たり11.0㎡以上の広さがあること。</p> <p>（5）ベッド及び浴槽は、受講者8名につき1台配置すること。ポータブルトイレ、車椅子及びその他消耗品等については、必要数揃えること。</p> <p>（6）研修時間数は130時間以上とし、年度内に終了すること。</p> <p>（7）研修内容については研修事業実施要綱別紙第1に定めるとおりとする。</p> <p>（8）研修テキストについては研修事業実施要綱別紙第1の内容に合致したものを使用すること。</p>

(9) 法人等は、研修受講者に対し、学生証により本人確認を行うものとする。

(10) 本事業の1回の定員は20名とする。

(11) 本事業に係る関係書類を事業完了の翌年度から5年間保存すること。

(12) 法人等は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和5年条例第46号）に**基づき実施すること。**

## 第6（略）

### 7 申請書等の提出

(1) この事業を受託しようとする法人等は、書類審査のため和歌山県介護人材確保対策事業事前計画書（別記第1号様式）を作成し、同様式に掲げる添付書類を添えて和歌山県知事に提出するものとする。その後、県が書類審査し適正と認める事業を選定する。

(2) 事業の受託先に選定された法人等は、和歌山県介護人材確保対策事業実施申請書（別記第3号様式）を作成し、同様式に掲げる添付書類を添えて和歌山県知事に提出するものとする。その後、県と委託契約を締結するものとする。

(9) 法人等は、研修受講者に対し、学生証により本人確認を行うものとする。

(10) 本事業の1回の定員は20名とする。

(11) 本事業に係る関係書類を事業完了の翌年度から5年間保存すること。

(12) 法人等は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和5年条例第46号）に**基づく合理的配慮について、県と協議を行うこと。**

## 第6（略）

### 7 申請書等の提出

(1) この事業を受託しようとする法人等は、書類審査のため和歌山県介護人材確保対策事業事前計画書（別記第1号様式）を作成し、同様式に掲げる添付書類（**別記第2号様式**）を添えて和歌山県知事に提出するものとする。その後、県が書類審査し適正と認める事業を選定する。

(2) 事業の受託先に選定された法人等は、和歌山県介護人材確保対策事業実施申請書（別記第3号様式）を作成し、同様式に掲げる添付書類（**別記第5号様式から別記第11号様式等**）を添えて和歌山県知事に提出するものとする。その後、県と委託契約を締結するものとする。

(3) 法人等は、次の各号のいずれかに変更が生じたときは、和歌山県介護人材確保対策事業変更届出書（別記第19号様式）を作成し、必要な書類を添付の上、和歌山県知事に提出するものとする。その後、県が書類審査し契約内容に変更がある場合は、変更契約を締結するものとする。

- ①申請者の所在地、名称、代表者
- ②受講人員（上限）
- ③研修日程
- ④研修講師
- ⑤研修講義室及び演習室
- ⑥実習施設
- ⑦講義の方法
- ⑧研修カリキュラム
- ⑨修了評価の方法
- ⑩筆記試験問題、解答用紙及びその模範解答集
- ⑪添削指導に関すること

#### 8 事業実施報告書の提出

当該受託事業が完了したときは、和歌山県介護人材確保対策事業実績報告書（別記第4号様式）を作成し、同様式に掲げる添付書類を添えて和歌山県知事に提出するものとする。完了の確認検査後は請求書を県へ提出するものとする。

(3) 法人等は、次の各号のいずれかに変更が生じたときは、和歌山県介護人材確保対策事業変更届出書（別記第19号様式）を作成し、必要な書類を添付の上、和歌山県知事に提出するものとする。その後、県が書類審査し契約内容に変更がある場合は、変更契約を締結するものとする。

- ①申請者の所在地、名称、代表者
- ②受講人員（上限）
- ③研修日程
- ④研修講師
- ⑤研修講義室及び演習室
- ⑥実習施設
- ⑦講義の方法
- ⑧研修カリキュラム
- ⑨修了評価の方法
- ⑩筆記試験問題、解答用紙及びその模範解答集
- ⑪添削指導に関すること

#### 8 事業実施報告書の提出

当該受託事業が完了したときは、和歌山県介護人材確保対策事業実績報告書（別記第4号様式）を作成し、同様式に掲げる添付書類 （別記第12号様式から別記第17号様式等） を添えて和歌山県知事に提出するものとする。完了の確認検査後は請求書を県へ提出するものとする。

第9～10（略）

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年6月19日から施行する。但し、別記第18号様式については、令和元年7月1日から施行する。

（委託費に関する経過措置）

2 令和元年9月30日までに完了する契約の上限額については、な

第9～10（略）

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年6月19日から施行する。但し、別記第18号様式については、令和元年7月1日から施行する。

（委託費に関する経過措置）

2 令和元年9月30日までに完了する契約の上限額については、な

お従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月27日から施行する。

お従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

## 和歌山県介護人材確保対策事業事前計画書

和歌山県知事 様

申請者 〒  
所在地名称（法人名等）  
代表者職氏名  
電話番号

和歌山県介護人材確保対策事業について、下記のとおり計画しています。

## 記

連携する指定研修事業者名	
講義の方法	1. 通学 2. 通信 *いずれかに○をすること
主たる事業所の所在地	〒 電話番号
委託事業を実施する場所の名称及び所在地	名称 : 所在地 : 〒 電話番号 演習及び実習を行う施設等の名称及び所在地 ( )
受講予定人員	人
募集予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研修実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

担当者名  
連絡先電話番号

## 和歌山県介護人材確保対策事業事前計画書

和歌山県知事 様

申請者 〒  
所在地名称（法人名等）  
代表者職氏名  
電話番号

和歌山県介護人材確保対策事業について、下記のとおり計画しています。

## 記

連携する指定研修事業者名	
講義の方法	1. 通学 2. 通信 *いずれかに○をすること
主たる事業所の所在地	〒 電話番号
委託事業を実施する場所の名称及び所在地	名称 : 所在地 : 〒 電話番号 演習及び実習を行う施設等の名称及び所在地 ( )
受講予定人員	人
募集予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研修実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

担当者名  
連絡先電話番号(添付書類)  
研修講義室及び演習室見取り図 (別記第2号様式)

(添付書類)

1. 研修講義室及び演習室見取り図 (別記第2号様式)
2. 研修カリキュラム (別記第5号様式)
3. 研修日程表 (別記第6号様式)
4. 研修講師履歴書 (別記第7号様式) 及び資格証明書の写し
5. 修了評価の方法を明示した書類
6. 研修事業収支予算書
7. 筆記試験問題、解答用紙及びその模範解答集
8. 県内の高等学校と連携して行う受講者募集の内容を記載した書類 (高等学校名、募集方法、実施スケジュール、チラシ等)
9. その他知事が必要と認める書類

実習を行う場合の添付書類

10. 実習施設利用計画表 (別記第9号様式)
11. 実習施設受入承諾書 (別記第10号様式)

講義を通信の方法によって行う場合の添付書類

12. 添削指導要領
13. 添削指導問題形式一覧 (別記11号様式)
14. 添削指導に関する問題集、解答用紙及びその模範解答集

## 和歌山県介護人材確保対策事業実施申請書

和歌山県知事 様

申請者 〒  
所在地

名称（法人名等）  
代表者職氏名  
電話番号

和歌山県介護人材確保対策事業実施要綱第7の規定により下記のとおり申請します。

## 記

連携する指定研修事業者名	
講義の方法	1. 通学 2. 通信 *いずれかに○をすること
主たる事業所の所在地	〒 電話番号
研修事業を実施する場所の名称及び所在地	名称 : 所在地 : 〒 電話番号 演習及び実習を行う施設等の名称及び所在地 ( )
受講人員（上限）	人
研修実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

担当者名  
連絡先電話番号

## 和歌山県介護人材確保対策事業実施申請書

和歌山県知事 様

申請者 〒  
所在地

名称（法人名等）  
代表者職氏名  
電話番号

和歌山県介護人材確保対策事業実施要綱第7の規定により下記のとおり申請します。

## 記

連携する指定研修事業者名	
講義の方法	1. 通学 2. 通信 *いずれかに○をすること
主たる事業所の所在地	〒 電話番号
研修事業を実施する場所の名称及び所在地	名称 : 所在地 : 〒 電話番号 演習及び実習を行う施設等の名称及び所在地 ( )
受講人員（上限）	人
研修実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

担当者名  
連絡先電話番号

(添付書類)

1. 研修講義室及び演習室見取り図 (別記第2号様式)
2. 研修カリキュラム (別記第5号様式)
3. 研修日程表 (別記第6号様式)
4. 研修講師履歴書 (別記第7号様式) 及び資格証明書の写し
5. 研修受講者名簿 (別記第8号様式)
6. 修了評価の方法を明示した書類
7. 研修事業収支予算書
8. 筆記試験問題、解答用紙及びその模範解答集
9. 県内の高等学校と連携して実施した受講者募集の内容を記載した書類 (高等学校名、募集方法、実施日等)
10. その他知事が必要と認める書類

実習を行う場合の添付書類

- 1.1. 実習施設利用計画表 (別記第9号様式)
- 1.2. 実習施設受入承諾書 (別記第10号様式)

講義を通信の方法によって行う場合の添付書類

- 1.3. 添削指導要領
- 1.4. 添削指導問題形式一覧 (別記11号様式)
- 1.5. 添削指導に関する問題集、解答用紙及びその模範解答集

※1～4、6～8及び11～15の書類については、事前計画書から変更がない場合は省略可能。

別記第4～19号様式 (略)

(添付書類)

1. 研修カリキュラム (別記第5号様式)
2. 研修日程表 (別記第6号様式)
3. 研修講師履歴書 (別記第7号様式) 及び資格証明書の写し
4. 研修受講者名簿 (別記第8号様式)
5. 修了評価の方法を明示した書類
6. 研修事業収支予算書
7. 筆記試験問題、解答用紙及びその模範解答集

実習を行う場合の添付書類

8. 実習施設利用計画表 (別記第9号様式)
9. 実習施設受入承諾書 (別記第10号様式)

講義を通信の方法によって行う場合の添付書類

10. 添削指導要領
- 1.1. 添削指導問題形式一覧 (別記11号様式)
- 1.2. 添削指導に関する問題集、解答用紙及びその模範解答集

別記第4～19号様式 (略)